

新井総合施設株式会社
代表取締役 新井 隆太 様

千葉県知事 堂本 暁子

君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見（通知）

平成18年7月3日付けで送付のあった標記方法書について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該事業の内容及びその周囲の環境を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域及び大福山北部自然環境保全地域に隣接する県内でも有数な自然環境豊かな地域に、新たに3.3ヘクタールの最終処分場を増設して、合計8.6ヘクタールの埋立地を有する産業廃棄物管理型最終処分場とする計画であり、また、当該計画地域は、水道水として利用されている小櫃川の水源地ともなっていることから、事業実施による動植物、生態系、自然環境及び水道水源への配慮が重要であり、これらの状況を踏まえ調査、予測及び評価を行う必要があります。

このため、環境影響評価に当たっては、増設する施設からの影響に加えて既存施設からの影響も把握し、既存施設を含めた環境保全措置を検討するなど、環境への影響をできる限り回避・低減する必要があります。

また、環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うよう併せてお願いします。

記

1 事業計画について

- (1) 浸出水処理計画について、増設する処分場からの浸出水も併せて既存の処理施設で処理する計画であることから、増設後の単位時間処理水量、処理効率、定期修理等を考慮した年間稼働率を現状と比較検討し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 防災調整池計画について、施工中の浮遊物質量の予測、評価の前提となることから、近年の異常気象状況等を踏まえて滞留時間、土粒子の沈降速度等を検討し必要に応じて見直すこと。

2 環境影響評価の項目について

- (1) 水文環境について、計画地周辺の住民が飲料水として井戸水を利用していることから、使用している井戸の諸元や地下水の流動状況を確認し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (2) 大気質に係る浮遊粒子状物質について、工事の実施に伴う樹木の伐採、切土又は盛土等による影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (3) 水質の項目について、廃棄物の埋立処分に伴い放流水の塩化物濃度が高くなるおそれがあること、また、「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に化学的酸素要求量の排出基準が定められていることから、塩化物及び化学的酸素要求量を追加し環境影響評価を実施すること。
- (4) 温室効果ガスについて、廃棄物の埋立処分に伴いメタンが発生するおそれがあることから、環境影響評価を実施すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気質にかかわる事項

- ア 気象条件について、放射収支量など予測に使用する必要な項目を選定し調査すること。
- イ 現地調査について、夏季と冬季に行うとしているが、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき四季別に1週間以上連続して行うこと。
- ウ 工事用車両の運行による影響について、施工計画や車両内訳等を具体的に示し、予測、評価を行うこと。
- エ 調査、予測地点について、調査地域内の学校や民家等環境保全に留意すべき施設への影響を検討し、必要に応じて追加すること。

(2) 水質にかかわる事項

- ア 調査、予測地点について、対象事業の影響をよりの確に把握するため、対象事業実施区域近傍の地点を設定すること。
- イ 予測、評価について、現況河川のバックグラウンド濃度及び流量は、過去3年以上の調査結果を用いて適切に設定すること。

(3) 水底の底質にかかわる事項

- 供用時の評価について、「環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法」による評価も行うこと。

(4) 騒音・振動にかかわる事項

- ア 施工時及び供用時の車両の運行による影響について、搬入路は車両の交通量が少ないことから、ピーク値などによる手法を検討し行うこと。
- イ 調査、予測地点について、調査地域内の学校や民家等環境保全に留意すべき施設への影響を検討し、必要に応じて追加すること。

(5) 悪臭にかかわる事項

- ア 調査、予測時期について、夏季に実施するとしているが、必要に応じて悪臭物質が拡散しにくい冬季の早朝又は夕刻を追加すること。
- イ 予測、評価について、定性的な手法で行うとしているが、事例の引用や解析その他適切な手法により定量的に行うこと。
- ウ 予測に使用する気象条件について、選定した予測手法に基づき、必要な項目を選定し調査すること。

(6) 陸水生物にかかわる事項

- 調査、予測地点について、対象事業の影響をよりの確に把握するため、対象事業実施区域近傍の地点を設定すること。

(7) 生態系にかかわる事項

- ア 注目種として掲げた「森林性鳥類」について、具体的な種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- イ 調査期間について、各注目種の生育・生息状況を的確に把握するため、それぞれの生活環を考慮し適切な期間となるよう設定すること。
- ウ 調査、予測について、対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲としているが、当該地域は自然環境豊かな地域であることから、周辺地域の特殊性を考慮し、必要に応じて地域を広げて行うこと。